

2021年度

事業計画書

2021年4月 1日から

2022年3月31日まで

公益財団法人 東亜総研

目 次

(2021年度事業計画書)

はじめに

| | |
|-------------------------|---------|
| 基本認識 | 1 |
| 基本方針 | 2 |
| I. 公益目的事業 | |
| 公益目的事業 1 | |
| (1) 定例セミナー・特別フォーラム..... | 2 |
| (2) 相談・助言事業..... | 2・3・4・5 |
| (3) 国際交流等推進事業..... | 5 |
| 公益目的事業 2 | |
| 外国人技能実習生受入れ事業..... | 6 |
| II. 収益事業 | |
| 1 調査研究 | 7 |
| 2 旅行業 | 7 |
| III. 法人管理..... | 7 |

はじめに

【基本認識】

コロナ禍は若干収束の気配を見せ、緊急事態宣言は解除されましたが、コロナ禍が収束しても決して元の世界には戻らないと考えています。アフターコロナの時代に適応した活動に切り替えをはかっていきます。

2020年度はコロナ禍で当財団も大きな影響を受けました。中国遼寧省開原市からの修学旅行の第4次から第9次は延期となり、一日も早い再開を日中双方において確認しているところであります。

技能実習生受け入れ事業においても、実習生の入国が相当遅れました。また実習修了者の帰国困難という事態も発生しました。大変に厳しい状況ではありましたが、監理団体としての責務を果たすべく、受入機関への指導と技能実習生の保護にあたってまいりました。これらの点が評価され技能実習生受け入れ事業は、北海道を中心に受け入れ人数が250名を超え2021年度には東京等を合わせると350名を超える計画です。

2020年度には「国際交流事業」を公益目的事業とする認定変更の手続きも終了しました。

当財団は、日本の国柄を守り「共存共栄のアジア新時代」をめざし、積極的に活動して参ります。

また「グローバル人材共生社会」の環境整備のため、当財団は既に、職員の3割が外国人材で構成されており、今後も国内外を別することなく、才能ある人材を採用していきます。今後、技能実習生から特定技能労働者への在留資格変更支援に必要となることから、有料職業紹介事業及び労働者派遣事業などにも取り組んで参ります。

「定例セミナー」「相談・助言事業」等の公益事業においては「人材育成」「人材確保」「国際貢献」を基本目的に当財団の運営に有効と思われる事業に取り組んで参ります。

今後とも公益財団法人として社会的信用を維持し、基本的なガバナンス維持と体制づくり、法人運営や事業の透明性・コンプライアンスに対してより厳しい姿勢で社会に貢献できるように取り組んで参ります。

【基本方針】

2021年度の事業計画を、Ⅰ. 公益目的事業、Ⅱ. 収益事業、及びⅢ. 法人管理について以下のとおりまとめました。

I. 公益目的事業

公益目的事業 1

「ベトナム国等東アジア各国との相互理解の促進を図ることを目的とする事業」

(1) 定例セミナー・特別フォーラム

2020年度はコロナ過で推進できまじましたが、2021年度は、公益目的事業として、設立当初より取り組んで参りました当事業について、アジアの国・地域の政治、経済、外交、文化などをテーマに継続して事業を推進し、オンラインも含めたセミナー並びにフォーラムを実施します。

開催時期については四半期に一度（年に4回程度）の実施を予定し、財団の趣旨や「日本の国柄を考える」をテーマに講師を選び、賛助会員の皆様や一般の方々が興味や関心を寄せていただける内容や構成に配慮し、日本とアジアの国々との友好と相互理解に努めます。

なお、セミナーの内容は、「東亜通信」やホームページを通じて賛助会員や関係者へ発信し拡充に努めます。

(2) 相談・助言事業

当財団は、様々な対話や事業を通じて相互の信頼関係を構築し、他国の問題も自らの問題と自覚し、日本の持てる力を日本とアジアのために発揮し、アジアの民生向上と経済発展に寄与し、それらの活動によって国と国の友好関係を強め、アジアの安定及び世界の平和と繁栄に貢献することを目的に設立されました。

この精神に基づき、日本とベトナム、モンゴル等アジアの国々と技術・サービス・ノウハウ・文化等の相互理解及び交流に資するプラットフォームとなるべく、本事業を実施しています。これは日本とアジア諸国の将来の発展に寄与することをめざすものであります。

相談・助言の対象者は非営利セクター、特に公益社団・財団法人、NPO法人、学校法人、社会福祉法人、地域団体、ボランティア団体を中心に、行政機関・地方公共団体など不特定多数といたします。

当該事業を通じ、海外との関係構築の術を持たない相談者を手助けする水先案内人として、多岐にわたる交流と促進を醸成し、日本とアジア諸国との連携交流、協力関係の構築に努めます。

当財団の助言及び協力により「日越大学構想の具体化」、「日越大学の学部開設」、「北海道ベトナム交流協会」の本部ならびに支部の設立、「北海道モンゴル経済交流促進調査会」の設立及び中国遼寧省教育基金会との「教育・福祉・文化交流」に関する覚書が締結さ

れ成果を挙げております。

また、VNFU（ベトナム農民協会）とは「食と農と村づくり」に関する貢献を目的に覚書を締結しており連携し協力を継続しております。

コロナ禍の開けるのを待って、次の団体等の支援及び相談・助言を行うこととします。なお、「日中教育文化協力」をはじめ、児童・青少年の国際交流に役立つ事業にも取り組んでいく予定です。まずは、中国の小・中・高校生の修学旅行や文化・スポーツ関連の交流の受入れについて、日本の学校生活だけでなく生活習慣や教育文化なども紹介し、相互理解と交流を深め、日中青少年交流の一助になるよう努めて参ります。

これらの相談・助言事業については、対価を徴収しないこととしておりますが、実施事業の内容により適正な実費相当額を収受する場合があります。

（i）ジャパン ベトナム フェスティバル実行委員会

コロナ禍の状況に対応し、第7回は2021年4月17日（土）、18日（日）に、日本とベトナムを結び、日本ではオンライン（テレビやインターネット）で開催する予定です。オンラインという制限の多い環境ですが、今まで以上に日越両国の教育・文化、観光・福祉、経済・産業などの交流に注力したイベントとなるよう助言及び協力をします。

（ii）北海道ベトナム交流協会

本交流協会は、平成28年3月2日に経済・文化・学術・スポーツ・観光・人的交流を通じて、北海道とベトナムの相互理解と友好協力関係を深め、北海道の活性化とともに可能性に富んだベトナムの未来に貢献することを目的とし、その実現のために設立され当財団の支部会長が会長に就任しております。

現在10支部が設立され、2020年9月には「第1回ベトナムフェスティバルin札幌」の開催も実現しました、コロナ禍が収束すれば、2021年度も9月に「第2回ベトナムフェスティバルin札幌」の実施を予定しております。

また、クアンニン省においても従来から「北海道フェスティバル」の開催の要望がありますので、コロナ禍が収束すれば、積極的に支援を行いベトナムと北海道の交流を促進させて参ります。

その他にも、ベトナムと各地域との交流、ベトナムと北海道の相互視察、各支部におけるセミナーの開催、人的交流についても相談・助言をして参ります。

（iii）北海道モンゴル経済交流促進調査会

当調査会は平成28年度以降、3回に及ぶ北海道とモンゴルとの相互経済交流を推進している組織です。これまでも両国の経済交流に向けた環境整備を当財団の支援のもとで促進して参りました。

2019年8月2日には、モンゴル・ウランバートルから千歳へのチャーター便が就航し、モンゴル政府関係者と経済界関係者が来道し記念式典を開催いたしました。今後も定期便就航に向けて積極的に取り組み、官民一体となり連携を活発化させ、北海道とモンゴルの民間企業間での事業拡大や波及効果が期待できるような事業に支援を行い、経済交流が進展するよう助言いたします。

(iv) グローバル人材共生事業

北海道は、将来の日本が直面する課題が真っ先に表面化することから、課題先進地域といわれています。「グローバル人材との共生」という課題も北海道が直面する課題です。そこで、当財団が目指す「グローバル人材共生社会」の環境整備の先駆けとして、北海道がそのモデル地域となるべく、関係諸団体に働きかけます。北海道庁が主催する「北海道外国人材受入れ・定着・共生連携会議」の開催にあたっては、具体的な形で相談・助言を行い、支援します。また、グローバル人材共生社会実現のために設立された一般財団法人外国人材共生支援全国協会（NAGOMi）の活動に対し、相談・助言を行い、支援します。

(v) 日越大学構想国内支援業務

2020年9月、新内閣が誕生し、同年11月菅義偉首相の初の外遊先に選ばれたのがベトナムであります。訪越時、菅総理は日越大学を訪問し、講演や学生たちとの懇談を行いました。日越大学が日越両国の象徴的国家プロジェクトであることの証であります。

当財団設立の契機となった日越大学構想は、2013年（平成25年）末の日越両国首相による日越共同声明、2014年（平成26年）ベトナム国家主席訪日時の日越共同声明に基づき、両国政府協力のもとで推進されている事業です。ベトナム政府は、ベトナム国家大学ハノイ校の7番目の大学として日越大学設立を決定いたしました。

将来は「アジアのハーバード」を目指す国際大学として期待される日越両国共同の国家的プロジェクトです。

2015年（平成27年）12月、内閣官房に「日越大学に関する関係省庁会議」及び「日越大学構想の推進に関する有識者会議」が設置され、2016年（平成28年）9月9日に開学式が開催、大学院修士課程が開講され、2017年（平成29年）9月に理事会開設（理事20人は日越同数。武部会長は理事に就任）。2018年（平成30年）7月、1期生が卒業し、東京大学をはじめ11名が博士課程に入学、その他日系企業、ベトナム企業に就職するなど極めて高い評価を得ています。

2018年（平成30年）9月には修士課程3期生が入学、2019年（令和元年）9月には4期生が入学、日本、ロシア、フィリピン、ミャンマー、ラオスの他にナイジェリア、カメ

ルーン、コンゴなどアフリカからも留学生が入学し、国際大学として着実な地歩を築いています。また、ホアラックキャンパス建設に向けた円借款に関する課題やベトナム政府による特別財政支出について方向性が確かなものとなりつつあります。

さらに、2020年(令和2年)9月には、待望の学部が開設されました。日越大学という日越両国の象徴的国家プロジェクトが、新しいステージに入ったと言えます。

当財団は2015年(平成27年)第1期契約より(独)国際協力機構(JICA)より「日越大学構想国内支援事務局業務」を行い、2021年(令和3年)第3期契約まで同業務を行いました。2020年度は日越大学広報ツールとして、パンフレットとDVDの作成を支援いたしました。

本事業年度2021年(令和3年)4月より2年間、第4期契約として引き続き同業務を行うこととなります。

- ① 日越大学構想の推進に関する会議実施支援
- ② 日越大学に関する広報実施支援
- ③ 日越大学東京事務所の設立に向けた検討支援

(vi) モンゴル国の観光開発調査業務

2020年10月から2021年9月(予定)で、独立行政法人国際協力機構(JICA)より「モンゴル国持続可能な観光開発に係る情報収集・確認調査」の事業を株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス、株式会社クニエと当財団の3社のJVで受注し推進しています。

本調査は、特有の遊牧文化や豊かな資源を有するモンゴル国の観光開発についての情報収集・確認調査であり、モンゴル国の観光開発方針を確認し、今後のJICAの協力プログラム案を作成することにより、東アジア全体の観光開発に資するものです。

2022年に国交樹立50年を迎える日本とモンゴル国にとって重要なプロジェクトであり、本事業を契機として、日本とモンゴルの相互理解と友好協力関係を深めてまいります。

(3) 国際交流等推進事業

児童・青少年の身体的・精神的健全育成のため、日本と東アジア各国の児童・青少年の相互親善交流として学校交流、芸術・文化交流、スポーツ交流などを中心に国際交流等推進事業を行います。

児童・青少年の年齢層に応じ日本の優れた分野を紹介する交流プログラムを提供します。

コロナ収束後は、中国の小・中・高校生の修学旅行や文化・スポーツ関連の交流の受入れについて、日本の学校生活だけでなく生活習慣や教育文化なども紹介し、相互理解と交流を深め、日中青少年交流の一助になるよう努めます。

本事業を紹介のため、当財団のホームページを活用、教宣用のDVDを用いて自治体、教育委員会、大使館、領事館など幅広く活動を紹介いたします。

コロナ禍収束の状況いかんによりますが、2021年度は30~40名規模の団体を1団体とし5泊から6泊程度を基本に考え8団体で300名規模を想定いたします。

公益目的事業 2 「外国人技能実習生受入れ事業」

2021年3月末現在で326名の技能実習生受入れ実績となり、前年度同様に約2~3割の実習生が日本語能力検定のN2・N3を取得しており、優良監理団体として高い評価を得ています。その結果、2021年度末には大幅に増える予想で400名を見込んでおります。

外国人技能実習制度の趣旨を正しく理解し、実習実施者・送出し機関と協力し技能実習生が技能を適正に修得し、保護され、自立し、国際貢献に役立つよう人材育成事業を推進いたします。技能を適正に修得する状況の確認や実習実施者の取り組みを確認・指導するために計画認定申請・在留許可の申請、月1回の巡回、3ヶ月毎の定期監査などコンプライアンスを遵守して参ります。

また、実習生が技能習得のため実習に専念するだけでなく、日本語能力検定の学習支援に今まで以上に力を入れ、当財団ならではの強みを打ち出していくとともに地域別の交流会やリクレーション活動など、学習だけではなく受入れ企業や地域社会との交流などを進め、「日本型多文化共生社会」の実現をめざし、技能実習制度の理解を深める努力も継続して取り組んで参ります。

2019年度は、特定技能制度の「登録支援機関」にも認定されましたが、こちらは収益事業として扱われるため、公益事業と正しく区別して取り組んで参ります。

本事業は監理する実習実施者、技能実習生も増え、確実に成長を続けていますが、技能実習生の育成・自立が果され正しく目的を達成できるように拡充を期して参ります。

なお、技能実習期間を終了する実習生に対して、実習生本人と実習実施者の要望を聴取し、3号（2年間）への移行、特定技能労働者への在留資格変更のサポートだけでなく、帰国希望者には送り出し機関と連携し、帰国後の就職支援にも積極的に取り組みます。

II. 収益事業

1. 調査研究

ベトナムにおける政治・経済・社会に関する調査受託事業で国際協力銀行（JBI C）から間接受託している調査受託事業を引き続きハノイのJVRC社と連携して推進して参ります。調査対象も公的債務、電力開発計画、PPP、再生エネルギーなどが中心となる予定で、報告書は英語で作成いたします。なお、過去の経験と実績を活かしベトナム進出拡大を検討する企業等にも働きかけ新たな調査研究事業を共同で開発して参ります。

2. 旅行業

国柄や国民性を正しく認識し評価すること、そしてグローバル化と国際性が求められる今日、コロナ過でその手段や方法は変化していかざるを得ませんが、「観光・旅行業」が重要であることに変わりはありません。

アフターコロナ時代に合わせ、MICE（Meeting, Incentive, Convention, Exivition）を意識し、実体験とオンラインでの体験を組み合わせた視察旅行等の受注をめざします。

現在コロナ過で延期されておりますが、収束した後は2019年度より受入れを開始した中国遼寧省の修学旅行案件については、今後公益目的事業として展開できるよう取り組んで参ります。さらに、他の分野でも当財団ならではのハイレベルでの情報収集、人脈を生かした手配力などを活かし、国際交流に貢献できる視察旅行を実現します。

III. 法人管理

公益財団法人として求められるガバナンス体制、運営や事業に対する透明性やコンプライアンス順守には、自ら今まで以上に厳しく取り組むとともに、技能実習生の監理団体として、実習実施者や技能実習生に対しても継続して法令順守を指導し、適正な監理団体の運営に努めます。また、職員一人ひとりが以下の運営方針に従い、自覚を持って職務に努めて参ります。

1. 公益財団法人職員としての法令の遵守
2. 職員の業務目標・役割分担の明確化
3. 高い業務品質・サービスの提供
4. 職員一人一人の能力開発の推進
5. 業務のシステム化による業務効率の向上
6. 職員のコミュニケーションの向上
7. 業務の生産性の向上と職員の処遇の向上

以上